

# 「筑前町子ども議会」実施要項（案）

## 1 趣 旨

未来を担う子どもたちが、筑前町の身近な地域の問題や将来のまちづくり、教育の問題などを質問したり意見や提言を発言したりする町議会の模擬体験を行うことで、行政や議会の仕組みを学び、町政・議会活動への関心を高めることを目的として実施する。

2 主 催 筑前町、筑前町議会、筑前町教育委員会

3 開催日時 平成30年8月18日（土）

4 会 場 筑前町役場 3階 筑前町議会議場

## 5 参加者

(1) 子ども議員 14名

・町内4小学校6年生から代表者2名ずつ 2名×4校=8名

・町内2中学校から代表者3名ずつ 3名×2校=6名

(2) 議会関係者

・議会議長、副議長

(3) 町当局

・町長、副町長、教育長、総務課長ほか各課（室）長

## 7 開会当日の日程

13:20 子ども議員集合（事前打ち合わせ）

13:40 執行部集合（入場・着席）

13:50 開会挨拶（町長・町議会議長）

14:00 開会（子ども議長による開会宣言）

14:05 子ども議員12名による一般質問（一人10分：質問及び提言5分以内）

14:05～15:05 6名

14:05～14:15 休憩（子ども議長の交代）

14:15～15:15 6名

15:15 閉会挨拶（町長・町議会副議長）

閉会（子ども議長による閉会宣言）

教育長講評

15:30 記念撮影

15:40 解散

## 8 質問内容

「だれもが安心して住みよいまちづくり」にするために、以下の内容について選択し、自由な発想による意見、提言、質問を行うものとする。

- (1) 筑前町の地域の問題
- (2) 将来のまちづくり
- (3) 教育の問題
- (4) その他

## 9 質問方法

議席番号順に子ども議員は発言席で質問する。質問に対する答弁は、町長が行い、必要に応じて教育長、担当課（室）長が補足答弁等を行う。

答弁を受けた後、子ども議員は再質問・意見・感想などを行うことができるものとする。

## 10 子ども議員の選出及び当日までの流れ

筑前町内にある小中学校に在籍する小学6年以上の児童生徒のうち、各学校長が推薦する児童生徒14名とし、子ども議長（2名）は、参加生徒（中学校）から選出する。

### (1) 子ども議員の報告

学校長は、子ども議員の氏名を6月上旬までに筑前町教育委員会事務局へ報告する。

### (2) 議会事務局、教育委員会は、子ども議員を対象とした事前研修を実施する。

〈事前研修〉

- ・ 議場視察、議事の進行や議場でのマナー、議会制度等についての研修
- ・ 質問内容に関するワークショップ

日時…平成30年7月上旬（2時間程度）

場所…筑前町役場会議室及び町議会議場

### (3) 通告書の作成

学校長は、子ども議員の質問の概要及び内容を含んだ通告書を7月下旬までに、筑前町教育委員会へ提出する。その際、通告書の作成及び実際の質問及び提言等については、各学校（議会）で十分に指導する。なお、子ども議員から提出された質問内容が重複した場合は、調整する場合がある。

## 11 その他

- (1) 事業における子ども議員の送迎については、町のバスを利用する。
- (2) 議会は議事進行要領作成及び事前研修の一部を担い、その他の準備については基本的に教育委員会が担う。
- (3) 子ども議会の様子をビデオで撮影し各学校の教育活動で活用できるようにする。